

平成三十年三月二十三日受領
答弁第一四八号

内閣衆質一九六第一四八号

平成三十年三月二十三日

内閣総理大臣 安倍 晋三

衆議院議長 大島 理 森殿

衆議院議員末松義規君提出国有畦畔の取扱いに関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員末松義規君提出国有畦畔の取扱いに関する質問に対する答弁書

一及び二について

お尋ねの「その根拠」の意味するところが必ずしも明らかではないが、国有畦畔^{けい}とは、国有財産である畦畔である。

国有畦畔は、明治七年太政官布告第百二十号において官有地とされた畦畔であつて、同布告は、国有財産法（昭和二十三年法律第七十三号）第二条第一項に規定する「法令の規定」に当たるものと考えている。